





		建設業の種類																														
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	構	筋	舗	し	板	刀	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	解
職業能力開発促進法 ※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を表示する。	190	金属塗装・金属塗装工(1級)																														
	290	金属塗装・金属塗装工(2級)																														
	191	噴霧塗装(1級)																														
	291	噴霧塗装(2級)																														
	167	路面標示施工																														
	192	農製作・農工(1級)																														
	292	農製作・農工(2級)																														
	193	内装仕上り施工・カーテン施工・天井仕上り施工・床仕上り施工・農機・農具・農具工(1級)																														
	293	内装仕上り施工・カーテン施工・天井仕上り施工・床仕上り施工・農機・農具・農具工(2級)																														
	194	熱絶縁施工(1級)																														
	294	熱絶縁施工(2級)																														
	195	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)																														
	295	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)																														
	196	造園(1級)																														
	296	造園(2級)																														
	197	防水施工(1級)																														
	297	防水施工(2級)																														
	198	さく井(1級)																														
	298	さく井(2級)																														
	その他	061	地すべり防止工事【1年】																													
		06A	地すべり防止工事(附則第4条該当)【1年】																													
040		基礎くい工事																														
062		建築設備士【1年】																														
063		計装【1年】																														
060		解体工事																														
064		基幹技能者																														
703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者																															
704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者																															
099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11~98に該当するものを除く)及び第4号該当																															

1. 資格の確認

以下の①及び②の書類については、「前年に申請していない場合」や「前期の申請内容から変更があった場合」に提出が必要となります。(提出書類)

(注意事項)

有効期間のある資格について、更新した場合は、「前期の申請内容から変更があった場合」に該当しますので、改めて以下の確認書類の提出が必要となります。

① 技術職員名簿(規則様式第25号の14別紙2)に記載されている職員のうち、次に掲げる者の有する国家資格等を確認する書類の写し

ア 基幹技能者にあつては、有効期間内の登録基幹技能者講習修了証

イ 大臣認定の者にあつては、有効期間内の大臣認定書

ウ 営業所技術者等以外の者で指定学科卒の者にあつては、卒業証書又は卒業証明書

エ 営業所技術者等で当該営業所技術者等の要件となる国家資格等以外の国家資格等を有する職員にあつては、当該資格等を証する書類

オ 監理技術者講習受講者にあつては、有効期間内の監理技術者資格者証及び講習修了証

カ 国家資格者等で令和2年4月1日以降に新たな資格を取得した者もしくは新たに技術職員として追加した者にあつては、当該資格等を証する書類

※建設技能者の業種については、117 ページを参照してください。

(注意事項)

- ・ 実務経験が必要な資格を有する者や指定学科卒業者については、資格取得日や卒業日から審査基準日までの間に、所定の期間の実務経験が必要です。
- ・ 監理技術者資格者証について、所属建設業者名など記載事項に変更があった場合は、交付機関(財団法人建設業技術者センター)にて所定の変更手続きを行った上、申請してください。

- ・ 監理技術者講習受講の要件については、28 ページをご覧ください。

- ・ 解体に関する免状は必ず添付してください。

- 上記エについては、基準日以前に合格している(合格後、実務経験が必要な資格にあっては、基準日時点でその要件を満たしている)ことが必要です。
- 建設技能者については、建設キャリアアップシステムのカードのみならず能力評価結果通知書が必要です。
- 監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。